

ソーシャルネットワークと写真

著作権委員会 委員 吉川信之

今回は、著作権委員会委員の吉川信之がNHK 解説委員室の「視点・論点」の時間で述べた原稿をもとに、時間的制約で省略した部分を加筆し掲載します。委員会では写真撮影に際して以前は見られなかった制約が、自然発生していることを危惧しています。代表的なのは自治体の条例で、公園内での撮影行為禁止というのがあります。理由は色々あると思われますが、法制化することが適当か審議したとは思われません。苦情処理に安易に利用すると、自分の家族や子供達の写真も撮影できないのです。JPS では「SNS 時代の写真 ルールとマナー」を出版しましたが、これらを利用して法律で規制する前に、マナーを重視することの大切さを訴えたいと思います。（著作権委員会）

「一億総写真家時代」がやってきた

多くの人々がスマートフォンやタブレットで撮影した写真を、SNS で公表して楽しんでいます。SNS とは「ソーシャルネットワーキングサービス」の略語で、インターネット上の友人関係を通してメッセージや写真、映像などを交換しながらコミュニケーションするシステムです。

デジタルカメラの進歩によって写真を手軽に撮影できるようになり、毎日たくさんの写真が公表されています。その結果、被写体となった人の肖像権の侵害や、公表された写真が他者に無断で使用されるといったトラブルが発生するようになりました。

このような問題が続けば、撮影禁止場所や規制の増加など、写真家の活動領域を狭めることになってしまいます。また、他人のプライバシーを侵す写真の撮影や公開は、写真の社会的なイメージを低下させ、最近問題となっている「街中でスナップ写真を撮りづらい状況」をさらに悪化させます。

フィルムカメラの時代は、現在とは大きく状況が違いました。カメラは誰もが持ち歩く道具ではなく、撮影後には現像処理やプリント作業が必要でした。完成した写真はプリントやフィルム（ポジ）という「モノ」なので、広く公表するためには雑誌や新聞、放送といったマスメディアへの発表が必要でした。撮影から公表までに時間と手間がかかりますが、それは写真家が写真を冷静に見直す時間でもありました。

写真がデジタル化されて、この作業は簡単になりました。デジタルカメラで撮影した写真はカメラ内で現像され、すぐにモニターに表示できます。スマートフォンやタブレットはカメラ付きのコンピュータですから、撮影した写真を、その場所からブログや SNS で公表できるようになりました。スマートフォンなどは常に携帯するものですから、誰もが「いつでも、どこでも、カメ

ラと公表手段を持ち歩いている時代」になったのです。一億総写真家時代と言ってもよいでしょう。

インターネットでの公開はテレビ放送と一緒に！

インターネット上に公表された写真は、誰でも見ることができてコピーも可能です。これを著作権法では「公衆送信」と呼び、テレビの放送と同じ種類の行為だと考えます。公開した写真が原因でトラブルが起これば、公表した人の責任も大きくなるのですが、その危険性を意識していない人が多いようです。

テレビや新聞、雑誌などのマスメディアが記事や番組を作るときには、必ず公表前に第三者のチェックが入ります。テレビではプロデューサー、出版ではデスクや編集者が内容を確認します。アマチュア写真愛好家向けのフォトコンテストでは、審査員が入選作品の公表に問題がないかをチェックします。

しかし、ブログや SNS などでは、撮影した場所から本人の判断だけで公表されているものが多いのです。

あなたは、写真をアップロードするとき、公開後にトラブルが発生する危険があることを考えているでしょうか？

撮影者に悪意がなくても、写された人が不愉快に感じるかもしれません。その結果、「炎上」騒動が起こってしまうのです。「炎上」には至らなくても「他人に勝手に写真を公表されて嫌な思いをした」という経験を持つ人は多いことでしょう。

撮影者は、自分の写真を好意的に判断してしまう傾向があるので、注意が必要です。一旦、インターネット上に拡散した写真をすべて消去することは不可能だということを、肝に銘じる必要があります。

SNS で公開すると著作権を失う？

インターネット上で公表した写真は誰でも見ることができると説明しましたが、多くの SNS には、投稿者

が許可した人だけが内容を見られるようにできる機能があり、「プライバシー設定」などと呼ばれています。完璧とはいえませんが、プライベートな写真の公表には便利です。

しかし、SNS には著作権上の大きな問題があります。SNS を利用するためには規約への同意が必要ですが、その中に「アップロードした写真の著作権を放棄し、他人が自由に使用できる」という内容が多く記載されています。「投稿された写真や記事をコピーしながら広げてゆく」のだから、著作権を管理しきれない」というのが運営側の主張でしょう。しかし、著作権は作品を作った人が持つ大切な権利なのです。

この規約を承諾すると、他人が自分の写真を無断で使用した場合に、対処できなくなってしまう可能性があります。東京オリンピックのエンブレムの決定の際には、当事者がインターネット上の他人の写真を無断使用していたことがわかり、問題になりました。「インターネット上の写真は無断で使っても構わない」と考える人がいるのです。これは、私たちプロの写真家にとっては死活的な問題なのですが、意識せずに写真を公表している人も多いのです。同意する前に規約をしっかり読み、家族の記録や大切な写真作品などは無闇にアップロードしないことが大切です。

「撮影の承諾」と「公表の承諾」は別問題！

実際の撮影の場面を考えてみましょう。

街中で見かけた光景は、自由に撮影してもよいのでしょうか。私は、写真家の立場として「公共の場では目に見えるものは何でも撮影してよい」と考えます。

日本には、公共の場での撮影を規制する法律はありません。しかし、私有地で「撮影禁止」や「公表禁止」などのルールがある場合には従わねばなりません。

カメラを向けられた人には肖像権があります。肖像権とは「承諾なしに、みだりにその容貌を撮影されない自由と、撮影された写真を勝手に公表されない権利」であり、誰もが持っています。もし、相手の意に反した勝手な撮影や公開をすれば、トラブルになる可能性があるのです。写真を撮ろうとする人は「撮影する目的」と「自分が責任を取れる範囲」をしっかりと考えておくことが必要です。「撮影を躊躇するような場面」では無理に撮らないことも大切です。

撮影者の判断だけで、写真を自由に公表できないケースもあります。学会会などの学校行事や室内でのイベント、パーティーなどです。これらは「プライベートな空間」なので、写真の公表には被写体となった人の承諾が必要となります。友人があなたのカメラに笑顔を向けてくれた写真でも、個人的な撮影だと思っていたのかもしれない。「撮影の承諾」と「公表の承諾」は

別々の問題だと考えることが必要です。

「私のブログや SNS なんて数人の友達が見ているだけだから、問題は起こらない」と考える人もいます。しかし、インターネットは世界中のコンピュータにつながっています。普段は少人数しか見ていないブログや SNS であっても、検索エンジンや他人のシェアなどによって写真が広範囲に拡散してしまう可能性があるのです。公表する時には「自分が投稿した写真を大勢の人が見るかもしれない」という想像力を持つことが大切です。「万が一、拡散しても誰かに迷惑をかけたり、嫌な思いをさせることはない」と言える写真を公表していればトラブルを生むことはありません。

最近、スマートフォンの撮影マナーが問題になっています。祭りやイベントなどの最前列を長時間占領して、撮影後、アップロードから記事の書き込みまでやっている人を見かけます。撮影が終わったら、さっと次の人に場所を譲るという心づかいが欲しいものです。

また、スマートフォンは迷惑行為防止のために大きなシャッター音が出るようになっていて、静かな室内では騒音になります。デジタルカメラの消音モードを使えば、ほとんど音を出さずに撮影することができるので、使い分けるとよいでしょう。

ルールを知り、マナーを守ること、SNS 時代の写真を安全に楽しむことができると思います。



『SNS 時代の写真 ルールとマナー』 日本写真家協会編
新書判 256 ページ、朝日新聞出版